

# 訴追請求状

2013年8月29日

裁判官訴追委員会 御中

訴追請求人 島崎 崇

〒389-2301 長野県木島平村穂高1455

電話 080-5013-9801

裁判官 山本 剛史

長野地方裁判所

## 【第1】 訴追請求の趣旨

上記の裁判官には、以下に記載する通り、弾劾によって罷免されるべき事由があるものと思料する。そこで、裁判官弾劾法第15条1項に基づき、当該裁判官の罷免を訴追することを求める。

## 【第2】 訴追請求の事由

1. 山本剛史裁判官は、長野地方裁判所に於いて、損害賠償請求事件（平成24年（ワ）第222号）の裁判官を務めた。この事件の原告は島崎崇（訴追請求人）、被告は国である。

2. 原告は、公認会計士短答式試験を受験し、何度も合格水準に達した。しかし、公認会計士・監査審査会が、2009年以降、短答式試験の合格水準を異常な高さに吊り上げた結果、原告は当然に合格していたはずの短答式試験に合

格することができず、様々な損害を被った。原告は、統計学的分析に基づいて、短答式試験の合否判定が明らかに不当である旨を主張し、国家賠償法第1条1項に基づいて、同審査会の不法行為によって被った損害を国に請求した。

3. 長野地方裁判所で行われた裁判の日程は、次の通りであった。

2012年7月30日 提訴

2012年9月18日 第1回口頭弁論(資料1)

2012年12月11日 第2回口頭弁論(資料2)

2013年1月9日 第3回口頭弁論(資料3)

2013年2月19日 第4回口頭弁論(結審)(資料4)

2012年3月19日 判決(資料6)

4. 被告は、第2回口頭弁論で陳述した第1準備書面に於いて、公認会計士試験の運営は、全て公認会計士・監査審査会に委ねられているから、裁判所がその運営の当否について審査することはできない、などと主張した。

5. 公認会計士法第5条は、「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」と規定している。しかし、公認会計士・監査審査会は、2009年以降、短答式試験の合格水準を従来からは全く考えられないほどの高さに吊り上げた。つまり、同審査会は、公認会計士法第5条に違反し、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とせずに短答式試験を実施した。原告は、第3回口頭弁論で陳述した準備書面2に於いて、この同審査会による違法行為について丁寧に主張した(資料5)。

6. 山本剛史裁判官は、第1回~第4回の口頭弁論に於いて、原告が提出した甲1号証の1乃至甲25号証、及び被告が提出した乙1号証の1乃至乙7号証の4について、証拠調べを全く行わず、これら書証の内容について当事者に質問することも一切無かった。更に、山本剛史裁判官は、証人尋問或は本人尋問をせず、原告に対して陳述書の提出を求めることもしなかった。山本剛史裁判官は、訴状、答弁書、及び準備書面の陳述を除いて、事件の審理に必要と思われる手続きを何一つ行わずに結審したのである。

7. 山本剛史裁判官は、前記5.の通り、原告が試験の違法性を主張しているにもかかわらず、これを無視した上で、試験が違法である場合には成立しない「試験運営の当否については裁判所の審査権が及ばない」という被告の主張に飛び付いた。その結果、山本剛史裁判官は、比較的複雑な事件の審理を全くすることなく、極めて早期に結審することに成功した。実際に、山本剛史裁判官は、判決書の中で、前記5.の原告の主張に一切言及せず、前記4.の「司法審査が及ばない」という被告の主張を全面的に汲むことで、原告の請求を一蹴し、最も短絡的な結論を導いている(資料6)。

8. 前記7.の通り、山本剛史裁判官は、原告の重要な主張を無視することによって、公認会計士・監査審査会による違法行為を黙認するに止まらず、事実上、事件を審理することなく、原告の裁判を受ける権利(憲法第32条)を踏みにじるという極めて重大な違法行為を働いた。このような裁判官の存在を是認することは、国民の裁判を受ける権利(憲法第32条)を否定することであり、このようなことは、決して許されない。又、仮に、当該憲法違反について山本剛史裁判官を何ら咎めることなく放置した場合は、将来に渡り、山本剛史又は他の裁判官に

よる再犯の恐れが生じ、国民の裁判を受ける権利（憲法第32条）が保障されない事態となる。このようなことも、決して認められない。従って、憲法を尊重し、法治国家を維持するためには、少なくとも、山本剛史という裁判官を抹殺しなければならない。

9. ここで、裁判官弾劾法が役に立つ。前記8.の山本剛史裁判官による憲法違反行為は、裁判官としての職務上の義務に著しく違反しており、明らかに弾劾による罷免の事由（裁判官弾劾法第2条1項）に該当するものである。従って、裁判官訴追委員会は、裁判官弾劾法第2条1項に基づいて、山本剛史裁判官の罷免を訴追することができる。

### 【第3】 その他情報

山本剛史裁判官は、判決の言い渡しを行った2013年3月19日の直後、2013年4月1日から、東京高等裁判所に所属している。

### 【第4】 添付書類

資料1 第1回口頭弁論調書（複写）

資料2 第2回口頭弁論調書（複写）

資料3 第3回口頭弁論調書（複写）

資料4 第4回口頭弁論調書（複写）

資料5 原告の準備書面2

資料6 判決書（複写）

以上